

環境エネルギー政策研究所(ISEP)

Email: info01@isep.or.jp

URL: <http://www.isep.or.jp>

原子力版船中八策

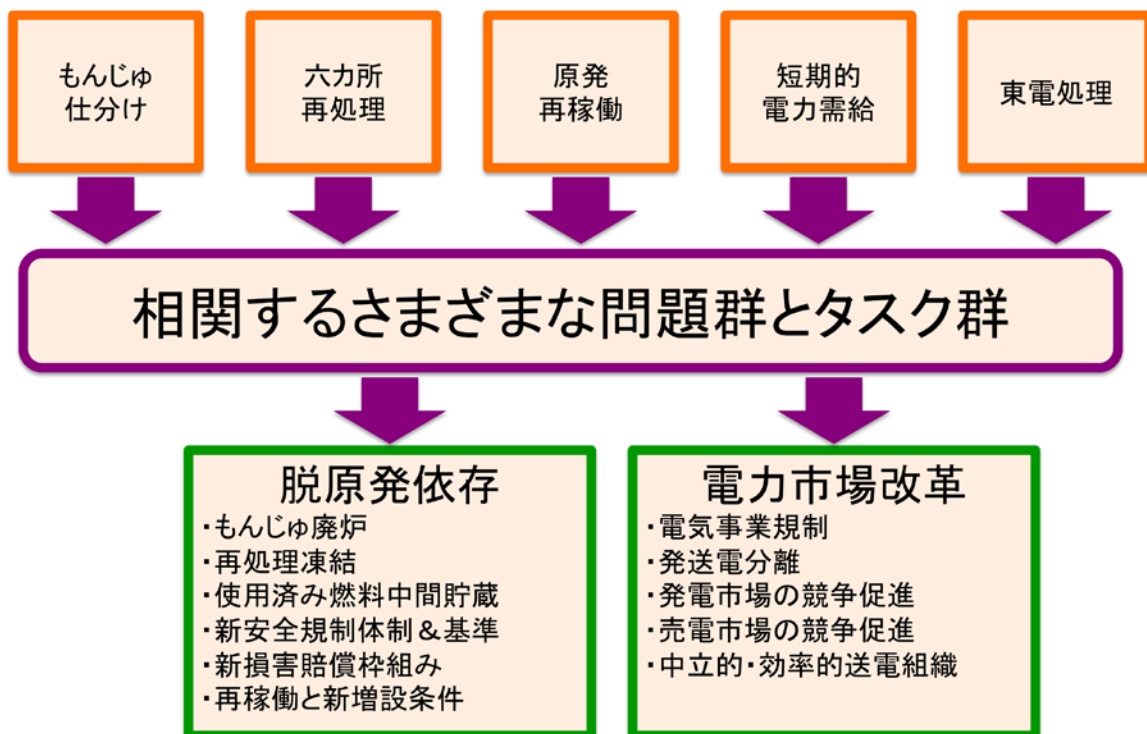
～現実的かつ実効的な原子力政策への処方箋～

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原発の事故直後の昨年 4 月 5 日に当研究所では、「3.11 後のエネルギー戦略ペーパーNo.2」として、「3.11 後の原子力・エネルギー政策の方向性～2 度と悲劇を繰り返さないための 6 戦略」を提言しており、エネルギー・原子力政策への提言としては、今もなお有効性と先見性を失っていない。本提言は、その中で、とくに直面する原子力政策の混乱と危機に対して、「今、ここにある危機」に焦点を当て、利害や見方が対立でもつれ合った糸をほどこき、さまざまな関係者の間でも、合意可能と思われる処方箋を「原子力版船中八策」として提言するものである。

今回は、中でももっとも直面する課題である最初の三項目について、詳しく解説する。

【提言項目】

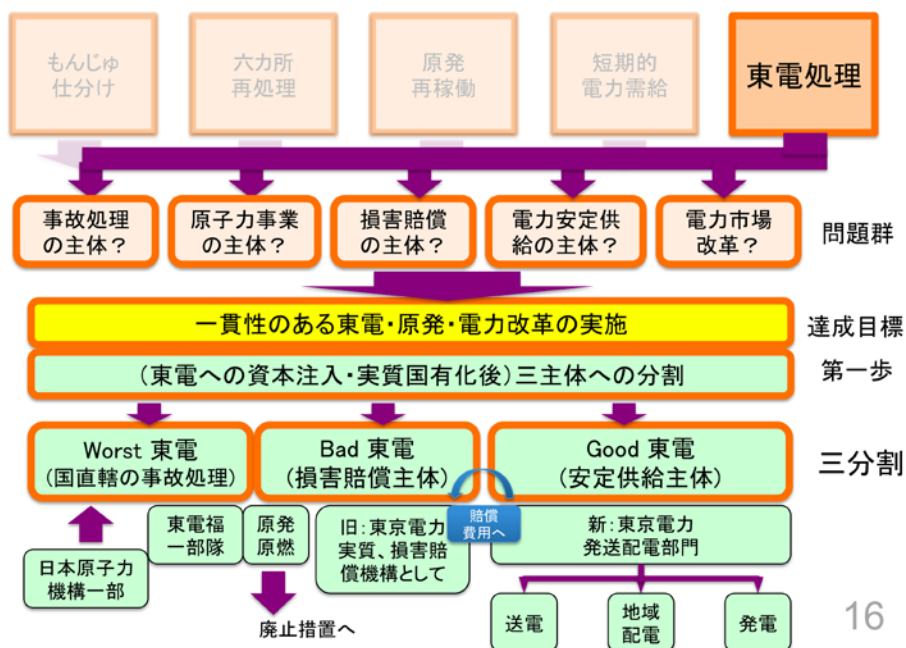
1. 東電国有化～「ワースト・バッド・グッド 3 分割」で原発事故処理・損害賠償・安定供給の同時達成を
2. 再稼働問題～「安全・安心・安定供給」の同時達成を
3. 使用済み燃料乾式中間貯蔵による「原子力ニューディール」
4. 核燃料サイクルの凍結・廃止 (もんじゅ・再処理凍結・プルサーマル)
5. 脱原発依存と使用済み燃料の総量規制
6. 原子力安全規制と原子力損害賠償見直し
7. 原子力国有化と今後の廃炉措置
8. 低線量・内部被曝問題～「安全デマ」と「過剰不安」を越えて



【提言内容】

1. 東電国有化～「ワースト・バッド・グッド 3 分割」で原発事故処理・損害賠償・安定供給の同時達成を

- (1) 東電国有化後に3分割(ワースト・バッド・グッド東電)する。
- (2) 事故炉(福島第1原発)の処理は、国内外の支援を得て、国の直轄で恒久的な事故処理機関「福島原発事故対策機構」[仮称]を設立し、これに対処する。その費用・人員は、現行の日本原子力研究開発機構を中心とする既存の原子力予算・人員の枠内で手当てし、追加的な国民負担が生じないように努力する。ただし、「福島原発事故対策機構」[仮称]のトップおよびガバナンスは、広く国内外に人材を求め、しっかりと機能するガバナンスと最新の科学技術の知見を実行できる体制を整える。
- (3) 損害賠償: 国有化と同時に、上場廃止・銀行債権放棄を行い、現行の東京電力から電力供給部門と切り離し、以下の新設会社(仮称: 新東京電力)に資産売却し、その費用も損害賠償に充てるとともに、さらに必要となる資金は、原子力関連予算・政府関連法人の徹底的な仕分けによる捻出、中でも再処理等積立金法を改正して、その資金を充てることとする。東京電力と原子力損害賠償支援機構が一体的に、被災者の立場に立った迅速・万全の対処をする。
- (4) 安定供給 : いったん国資本の新設会社(仮称: 新東京電力)が(旧)東京電力から資産購入して、安定供給にあたる。発送電分離を含む抜本的な電力市場改革に沿って電気事業法・独占禁止法などの見直しを経て、競争部門(発電・販売)は民間に売却する。なお、基幹送電部門はいったん国有の「東京送電」(仮称)とし、他のすべての電力会社にも法によって送電部門を法人分離(持ち株会社の元での分離)した上で、すべての送電会社の合併を国が斡旋して、日本全体の基幹送電の所有・運用を行う日本版 TSO「日本送電株式会社」(仮称)の設立を目指す。



2. 再稼働問題～「安全・安心・安定供給」の同時達成を

- (1) 「再稼働問題」は関係者によって異なり、以下の3つの問題に因数分解できる
 - ✓ 地域・市民にとって: 今の原発は不安全であり、安全規制と危機管理は不能である
 - ✓ 電力会社にとって: 燃料費と資金繰りが問題である
 - ✓ 産業経済にとって: 安定供給リスクと電気料金値上げが問題である
 - ✓ であるならば、安易な再稼働は無策でしかなく、上記の問題に一つ一つ対処することが必須
- (2) 再稼働4条件: 原発の不安全、安全規制と危機管理は不能である状況を改善することは、何よりも優先すべき事項である。ストレステストは、一次評価のみならず、二次評価を終えたとしても、再稼働を満足すべき状況には至らない。再稼働にあたっては、再稼働4条件を満たすことが前提条件となる。

- ① 信頼できる安全規制新体制の構築
- ② 事故調結果や最新地震学等を踏まえた新基準改定とその再適用
- ③ 数十兆円規模の新損害賠償の仕組み構築
- ④ 50～80km 圏広域の自治体において、熟議を踏まえた住民同意
- (2) 電力会社の燃料費の資金調達や負担に関して
 - ① 電力会社による追加的な燃料費については、国が救済策を講じる。具体的には、国が資金援助もしくは国自ら燃料調達をして支給する。必要最小限の値上げを認める等の措置を講じる。
 - ② ただし、その引き替えとして、電力会社は東電並みのリストラを求めるとともに、より低コストの化石燃料調達を探る(とくに天然ガス)、燃料費高騰の主因である石油火力を最小化するための天然ガスコジェネ・NGCC の増設、国・自治体は効果的な節電・省エネ策で政策総動員を講じることで、電気料金の総額を抑制する。
- (3) 産業界や市民生活を脅かす安定供給と電気料金高騰の懸念に対して
 - ① 国は、安定供給を確保するとともに、それを達成するための政策措置を行う。具体的には、
 - I. 需要側のピークマネジメント:ピーク料金(サーチャージ)の導入と大口需要家に需給調整契約の参加を義務付ける
 - II. 供給側のピークマネジメント:翌日の一時間刻みの需給調整市場(メリットオーダー市場)を明確にして、供給側のピーク対応限界を絶えず情報公開する
 - ② 電気料金高騰の懸念に対しては、省エネ・節電投資に向けて政策総動員。天然ガス・石炭調達価格の見直し。石油火力の利用を最小化するための措置、等(再掲)

3. 使用済み燃料乾式中間貯蔵による「原子力ニューディール」

- (1) 直面する現実の原子力問題は、使用済み燃料問題に尽きる
 - ① 使用済み燃料プール自体が、危険な「剥き出しの原子炉」であること
 - ② 核燃料サイクルは現実には破綻、直接処分も現実の見込みない中、使用済み燃料「貯蔵・処分」は現実に行き詰まり
 - ③ 脱原発でも使用済み燃料「貯蔵・処分」問題は残り、原発維持でも使用済み燃料の行き場無く、数年で原発停止
- (2) この「原子力行き詰まり」という「今ここにある危機」に対して、使用済み核燃料の乾式中間貯蔵は、「原子力ニューディール」のカギを握る。具体的には、
 - ① 直面する危機回避:まずは、すべての原子力発電所サイトにおいて、水プールにある使用済み燃料を輸送可能な乾式貯蔵キャスクに移すことで、危険な「剥き出しの原子炉」になりかねない状態を改善する
 - ② 国は、これまでの「国のウソ」(原発から核のゴミを持ち出す、再処理は生産工場など)を陳謝し、現実に基づく本音の議論を開始する。
 - ③ 核燃料サイクル凍結・脱原発依存を前提に、「使用済み核燃料の乾式中間貯蔵」を当面の「問題出口」として、最終的な処分方策を決定するまでの中長期的な貯蔵場所(50～100年単位)について、国民的な議論に付す。
 - I. 現状の場所に置くか
 - II. どこか集中的に貯蔵するか。それはどこかの地方か、もしくは都市か。

【次項以下は、今後、順次具体化していく予定】

4. 核燃料サイクルの凍結・廃止(もんじゅ・再処理凍結・プルサーマル)

- (1) 明らかに破綻している核燃料サイクルは全面的に凍結し、今後の対応を協議する。
- (2) 高速増殖原型炉もんじゅと六カ所再処理工場
 - ① 高速増殖原型炉もんじゅは廃炉措置とし、日本原子力研究開発機構の人員・予算の大半は、

福島事故に充てる

- ② 六カ所再処理工場は、東電国有化とともに国有となるが、債権放棄を含む破綻処理を実施するとともに、これも廃止措置とする。
 - ③ 高速炉や再処理に関する研究開発は、本来的には不要であるが、厳しい予算管理と内容審査のもとで、限定的に東海村にて引き続き実施することもありうる
- (3) プルサーマルは直ちに中止し、すべてのプルトニウムは国際管理の下に委ねる

5. 脱原発依存の確定と使用済み燃料の総量規制

- (1) 脱原発依存の時期と方法については国民的な熟議(国民投票を含む)に付す
- (2) これによって、使用済み燃料の総量が限定されるため、使用済み燃料の最終処分の方策・時期に関する国民的議論を開始する

6. 原子力安全規制と原子力損害賠償見直し

- (1) 新設される原子力規制庁は、原子力事業者の利害からはもちろん、政治的な裁量関与を許さない、人物の選任と体勢・権限を付与すること
- (2) 原子力損害賠償は、原則として原子力事業者が国民や国に付け回しせず、保険や供託金等のかたちですべてのリスクを原子力事業者が負う制度を構築すること

7. 原子力国有化と今後の廃炉措置

- (1) 脱原発・廃炉を前提に、すべての原発は電力会社から無償譲渡によって国有化する
無償譲渡を認めない電力会社は、原子力損害賠償と使用済み燃料の処理・処分をすべて自らの責任において実施することを義務づける
- (2) 国民合意に基づく脱原発スケジュールに沿って、原発を順次停止してゆくとともに、一定期間において廃炉措置を行う。

8. 低線量・内部被曝問題～「安全デマ」と「過剰不安」を越えて

- (1) 福島に「低線量・内部被曝研究・医療機関」の設立
低線量・内部被曝に関して予防原則の視点に立つ国際級の研究者から成る、研究と医療とモニタリングを実施するための機関を福島に設立する。
- (2) 作業員および周辺公衆の全数・長期的な追跡調査体制の構築
大量の被曝を強いられている作業員や晩発性の放射線影響も懸念される周辺公衆については、長期的な追跡調査体制を構築した上で、全数の長期フォローアップを実施する。そのため、「福島手帳」(仮称)を配布することを提案する。
- (3) 集中的・網羅的な周辺放射能汚染モニタリングと予測シミュレーションの強化と広報
周辺のモニタリング(空気、水、土壌、食品)を早期に拡充し、これをリアルタイムで情報提供するとともに、継続的に予測シミュレーションを行って、集団被曝線量を予防的に縮小してゆく努力を行う。
福島第一原発を中心とする100km範囲内に、オンラインのモニタリングポストを集中的に設置して、網羅的なモニタリングを実施するとともに、周辺土壌へのフォールアウトや海水や地下水のサンプリング、上空大気の一定頻度でのサンプル採取、流通食品の検査など、網羅的・体系的に実施し、その予測値や影響可能性を含めて、広く国民に情報提供する。
- (4) 実測データと予測に基づく科学的な根拠で避難地域を見直し、被災者のケア徹底
現状の同心円で定めた避難地域や屋内退避地域は、もはや意味をなしておらず、これを継続することは、地域住民の健康と安全を脅かすだけでなく、不安をいっそう煽ることにもなる。今後は、実測データと予測に基づく科学的な根拠から避難地域を設定し、これを徹底す

るとともに、東電福島原発震災による被災者へのケアとフォローアップを徹底して行う。

以上